

注射器・針は、家庭ごみで捨てることはできません!

家庭から出されるごみは、クリーンパークわかすぎに搬入して処理を行なっています。搬入されたごみは、資源のリサイクルのため、作業員の手作業により分別されています。

近年、注射器(針つき)が空缶や空きびんなどの中に入れて出される事案が後をたちません。7月7日(木)の収集でも、ガラス瓶に入れられた大量の注射針が発見されました。

注射器は、感染性(医療)廃棄物に該当するため、家庭ごみと一緒に出すことはできません。

注射器や注射針は、医療機関などにおいて廃棄方法を確認の上、処理をお願いします。

☎ 地域振興課 ☎932-1438(ダイヤルイン)
☎932-1151(内線217)



注射器・針 発見状況(平成28年)	
発見日	内容
1月20日(水)	注射針47本
2月4日(木)	注射針49本
4月7日(木)	注射針52本
7月6日(水)	注射針40本

平成29年度町立幼稚園・認定こども園(短時間)の入園児を募集します



▶入園資格と基準

- 須恵町に居住(住民登録)し、次の期間に生まれた幼児
 - ①3歳児 平成25年4月2日～平成26年4月1日
 - ②4歳児 平成24年4月2日～平成25年4月1日
 - ③5歳児 平成23年4月2日～平成24年4月1日
- 保護者の責任で園まで送迎ができ、園教育に協力できること

▶保育時間

9時～15時(3歳児は14時まで)

▶保育料

世帯の町民税額により算定します。(上限額は月額1万円)

▶給食費

月額 3千円

▶入園の決定について

3歳児は校区内に住所がある人を優先し、4・5歳児は①～③の要件の順に優先します。

- ①進級児 ②進級児の兄弟児
- ③校区内に住所がある人

※入園申し込みが定員を超えた園については、抽選により入園者を決定します。

※複数園の同時申し込みはできません。

▶申請書配布および受付期間

配布 10月3日(月)～14日(金)
受付 10月7日(金)～14日(金)

※配布および受付時間 平日9時～17時

▶申請書配布場所

各園または子ども教育課

▶受付場所

入園を希望する園に提出してください。

▶定員および入園説明会など

下表をご覧ください。

☎ 子ども教育課 ☎932-1459(ダイヤルイン)

	3歳児	4歳児	5歳児	入園説明会	抽選日	電話番号
アザレア幼稚園(※)	25人	35人	35人	10月5日(水) 10時～11時	10月26日(水) 3歳児 13時～ 4歳児 14時～	☎935-4755
南幼稚園	25人	70人	70人	10月7日(金) 10時～11時		☎933-2400
れいんぼ一幼稚園	25人	70人	70人	10月4日(火) 10時～11時		☎937-6778

※アザレア幼稚園の定員については、保育士を充足でき次第変更予定です。

福岡地区合同公売会 in はこざき

福岡県および糟屋宗像地区の市町では、県税、市町税の滞納処分により差し押さえた財産(日用品や家電品など)を公売します。

入札を行い、落札した人は、代金をお支払いいただき、物品を持ち帰ることができます。事前のお申し込みは必要ありません。

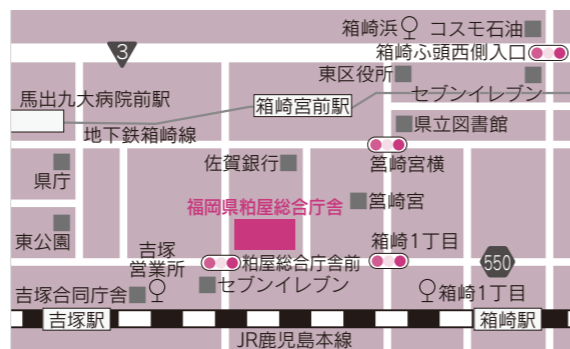
▶日時
9月17日(土) 13時15分開場

▶場所
福岡県粕屋総合庁舎
(福岡市東区箱崎1の18の1)



▶持参するもの
購入代金・本人確認できるもの(運転免許証など)・印鑑・委任状(代理人の場合)

☎福岡県地方税収対策本部福岡地区特別対策班
☎641-0170
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuokatiku-koubaikai-hakozaki.html>



- JR箱崎駅・JR吉塚駅から徒歩約10分
- 福岡市営地下鉄 箱崎宮前駅から徒歩約8分



児童扶養手当の加算額が変わりました

「児童扶養手当法」の一部が改正され、平成28年8月1日から、児童扶養手当の第2子の加算額および第3子以降の加算額が変更されました。加算額は、それぞれのご家庭の所得に応じて決定されます。

児童扶養手当の月額

	平成28年7月分まで	平成28年8月分から
子ども2人目の加算額	定額5,000円	全部支給 10,000円 一部支給 9,990円～5,000円
子ども3人目以降の加算額(1人につき)	定額3,000円	全部支給 6,000円 一部支給 5,990円～3,000円

- 平成28年8月分から加算額が増額されますが、平成28年8月から11月分の支給は平成28年12月です。
- 平成29年4月から、子どもが2人以上いる場合の加算額にも物価スライド制(※)が導入されます。
- ※物価スライド制とは 物の価格の上がり下がりを表した「全国消費者物価指数」に合わせて、支給する額を変える仕組みです。子どもが1人の場合の手当額には、すでにこの物価スライド制が導入されていますが、子どもが2人以上の場合の加算額にも平成29年4月から導入されます。

☎ 子ども教育課 ☎932-1459(ダイヤルイン)